

お手続きの方法



1. まずは、当財団までお電話等でご連絡ください。

2. 当財団から『寄付申込書』をお送りいたします。

3. 申込書に必要事項を記入、押印のうえ、同封の封筒により当財団までご郵送ください。

4. 当財団の指定する口座にお振込みください。
※恐れ入りますが振込手数料についてはご負担ください。

5. 当財団から『寄付金受領証明書』をお送りいたします。
※寄付金受領証明書は、確定申告にお使いいただけます。

直接、当財団事務所（アバンセ内）での寄付も受付ておりますので、印鑑をご持参ください。

公益財団法人

佐賀県女性と生涯学習財団〈管理部〉

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11（アバンセ内）

TEL:0952-26-0011・FAX:0952-25-5591

E-mail:daihyo@avance.or.jp

<http://www.avance.or.jp/>

ご寄付のお願い

すべての人に
より良き明日を



- アバンセ＝スペイン語で『前進』
- ガーベラの花言葉
赤＝前進
桃＝崇高美
白＝希望

公益財団法人
佐賀県女性と生涯学習財団

“アバンセ基金”へのご寄付のお願い

公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団は、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（愛称：アバンセ）の指定管理者として、男女共同参画社会の推進や生涯学習の振興のため、さまざまな公益事業に取り組んでいます。

こうした事業のさらなる充実のために、当財団では平成20年度に「アバンセ基金」を創設し、県民の皆さまや企業の皆さまからのご寄付を活動の一部に充てさせていただいています。

特に最近では、増加するDV（配偶者・パートナーからの暴力）被害者の支援にその多くを使わせていただいております。より多くの皆さまからのご支援を必要としています。

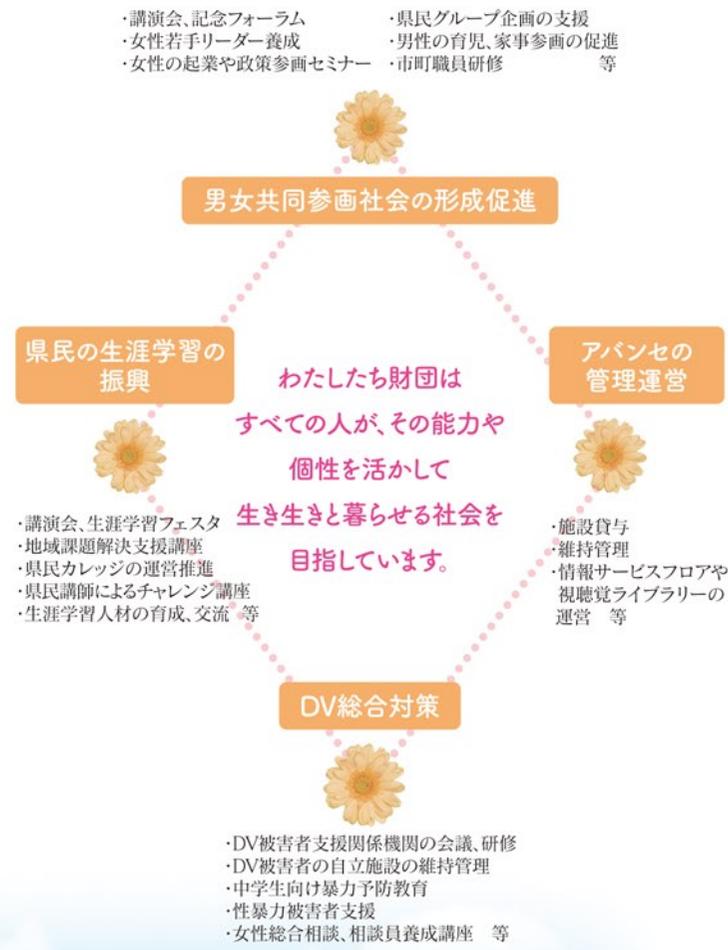
どうぞアバンセ基金にご理解とご賛同をいただき、ぜひご寄付をお寄せいただきますよう、心からお願い申し上げます。

なお、当財団への寄附金は、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

なにとぞよろしくお願いいたします。

公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団

佐賀県女性と生涯学習財団の事業



寄付金の使用目的については

以下から一つをご指定ください。

- 1 DV被害者等の支援のために
- 2 男女共同参画社会の形成促進のために
- 3 県民の生涯学習の振興のために

※アバンセ基金の収支状況や使途につきましては、財団のホームページで公表するとともに、ご寄付をいただいた方や企業様のご同意があれば、ご氏名や会社名をご紹介させていただきます。また、多額のご寄付や複数回のご寄付をいただいた方には、当財団から感謝状を贈呈させていただきます。

寄付金の単位

恐れ入りますが、一口1,000円とし、2,000円以上でお願いいたします。

税制上の優遇措置

- 1 個人の場合
2,000円を超える寄付額に応じて所得税が優遇されます。
(個人住民税が優遇される場合もあります)
- 2 法人の場合
一般の損金算入限度額とは別枠で損金算入の対象となります。

※いずれも確定申告が必要です。
詳細については税務署等にお問い合わせください。

財団のあゆみ	
平成 6年 12月	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団として成立。
平成 7年 3月	アバンセ開館と同時に、施設の管理運営及び事業を受託。
平成16年 4月	佐賀県DV総合対策センターの業務を受託。
平成18年 4月	アバンセの第1期指定管理者となる。
平成21年 4月	アバンセの第2期指定管理者となる。
平成24年 4月	アバンセの第3期指定管理者となる。
平成25年 4月	公益財団法人となる。

